

資料 4 - 2

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（案）（仮称）について（概要）

1. 趣旨

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「法」という。）の施行に伴い、同法及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（仮称。以下「令」という。）に基づく府令委任事項を定めるとともに、所要の経過措置を定めるもの。

2. 概要

（1）教員等に該当する者

法第 2 条第 4 項において列挙されている教員等に該当する者のうち、内閣府令で定めるとされているものは、次に掲げる者とする。

- ① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校関係
 - （i）学校教育法第 120 条第 1 項に規定する助手及び同条第 2 項に規定する技術職員
 - （ii）学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 65 条の 3 に規定するスクールカウンセラー
 - （iii）学校教育法施行規則第 65 条の 6 に規定する特別支援教育支援員
 - （iv）学校教育法施行規則第 78 条の 2 に規定する部活動指導員
 - （v）学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）第 6 条第 1 項に規定する学校司書
 - （vi）高等専門学校設置基準（昭和 36 年文部省令第 23 号）第 7 条第 2 項に規定する指導補助者
 - （vii）（i）から（vi）までに掲げる者のほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 57 号）第 21 条に規定する教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務（当該学校の管理下におけるものに限る。）に従事する者及びそれに類する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童生徒等に接するもの
- ② 学校教育法第 124 条に規定する専修学校関係
 - （i）学校教育法施行規則第 185 条に規定する助手
 - （ii）（i）に掲げる者のほか、校長及び教員以外の法第 2 条第 3 項第 1 号ロに規定する専修学校において教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第 21 条に規定する教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務（当該学校の管理下におけるものに限る。）に従事する者に類するもの（当該専修学校の管理下におけるものに限る。）

のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で生徒に接するもの

③ 幼保連携型認定こども園関係

児童対象業務従事者（法第2条第4項第3号イ及びロに掲げる者を除く。）

(2) 民間教育保育等事業に該当する高等学校の課程に類する教育を行う事業
法第2条第5項第2号の高等学校の課程に類する教育を行う事業であつて、内閣府令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

(i) 独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号）による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科

(ii) 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する普通課程の普通職業訓練（18歳未満の者を専ら対象とするものに限る。）

(iii) 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）による陸上自衛隊高等工科学校における自衛隊法（昭和29年法律第165号）第25条第5項の教育訓練

(3) 民間教育保育等事業に該当する放課後児童健全育成事業に類する事業が行われる施設

法第2条第5項第9号の内閣府令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(i) 学校教育法第29条に規定する小学校その他の学校施設

(ii) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館その他の社会教育施設

(iii) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設

(iv) (i) から (iii) までに掲げるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設

(v) 社会教育法第5条第2項に規定する地域学校協働活動の機会を提供する事業を行うことができる施設であつて、(i) から (iv) までに掲げる施設に類するもの

(4) 学校設置者等の犯罪事実確認の期限の特例に係るやむを得ない事情

法第4条第2項のやむを得ない事情として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事情とする。

(i) 学級数の増加等を理由として緊急に増員する必要があることにより、又は予見することができない欠員により、短期間に教員等を採用し、その本来の業務に従事させる必要があること。

(ii) (i) に掲げる事情のほか、学校設置者等の責めに帰することができない事由により、短期間に教員等を採用し、その本来の業務に従事させる必要があること。

- (iii) 国又は地方公共団体における予算の成立の時期その他の学校設置者等の責めに帰することができない事由により、異なる事業者間における人事異動に係る内示等の発出が、当該人事異動により教員等としてその本来の業務に従事することとなる者が当該業務に従事し始める直前となること。
- (iv) 国又は地方公共団体における予算の成立の時期その他の学校設置者等の責めに帰することができない事由により、同一事業者内における人事異動に係る内示等の発出が、当該人事異動により教員等として業務に従事することとなる者がその業務に従事し始める直前となること。
- (v) 労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 66 号）第 26 条第 1 項に規定するものをいう。（23）（v）において同じ。）、請負契約その他の契約（雇用契約を除く。（23）（v）において同じ。）に基づき学校設置者等が教員等として従事させようとする者について、学校設置者等の責めに帰すことのできない事由により当該契約の締結等が遅れ（契約は締結されたものの実際に従事する従事者の確定が遅れた場合も含む。（23）（v）において同じ。）、当該契約の締結等が、教員等としてその本来の業務に従事することとなる者が当該業務に従事し始める直前となること。
- (vi) 現に存在し又は行われている学校等又は児童福祉事業について、新設合併（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）に基づく学校法人の新設合併又は社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 54 条の 5 若しくは会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 28 号に規定する新設合併をいう。）、新設分割（会社法第 2 条第 30 号に規定する新設分割をいう。）その他の事由により、当該事由によって新たにこれらの施設の学校等又は児童福祉事業に係る学校設置者等となる者が承継し、継続して設置又は運営することとなること。
- (vii) 現に存在し又は行われている学校等又は児童福祉事業について、吸収合併（私立学校法、社会福祉法第 49 条又は会社法第 2 条第 27 号に定めるものをいう。（23）（vii）において同じ。）、吸収分割（会社法第 757 条に定めるものをいう。（23）（vii）において同じ。）又は事業譲渡その他の事由により、当該学校等又は児童福祉事業に係る他の学校設置者等である者が承継し、継続して設置又は運営することとなる場合であって、当該学校設置者等の責めに帰すことのできない事由により、短期間で職員又は従業者をその本来の業務に従事させる必要があること。
- (viii) 学校等又は児童福祉事業の新設により、新たにこれらの施設の学校等又は児童福祉事業に係る学校設置者等となる場合であって、許認可等が当初の想定より遅れるなどの学校設置者等の責めに帰すことのできない事由により、許認可等により学校設置者等となってから実際に当該学校等又は児童福祉事業の運営を開始するまでの期間が十分に確保できないこと。
- (ix) 学校設置者等が、教員等としてその本来の業務に従事させようとする者について当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認が完了するよう十分

な時間的余裕をもって交付申請（法第 33 条第 2 項に規定する交付申請をいう。以下同じ。）を行ったにもかかわらず、当該者に当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認書の交付が受けられないこと。

（x）（i）から（ix）までに掲げるもののほか、災害その他内閣総理大臣がやむを得ないと認める事情があること。

（5）学校設置者等に係る犯罪事実確認の期限の特例により、当該期限が従事させた日から 6 月以内となる場合

令の規定に基づき内閣府令に委任することとしている学校設置者等に係る犯罪事実確認の期限の特例により、当該期限が従事させた日から 6 月以内となる場合は、次に掲げる場合とする。

（i）（4）（i）から（v）までのいずれかに掲げる事情があることにより、従事させた日から 3 月が期限となっており、当該期限に犯罪事実確認が完了するよう十分な時間的余裕をもって交付申請を行ったにもかかわらず、当該期間内に犯罪事実確認書の交付が受けられなかった場合

（ii）（4）（vi）から（x）までに掲げる事情がある場合

（6）対象事業者が実施しなければならない早期把握の措置の内容

法第 5 条第 1 項及び第 20 条第 1 項第 2 号（法第 21 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかを早期に把握するための措置として内閣府令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

（i）児童等の日常的な観察

（ii）児童等の発達段階及び特性並びに事業の特性に応じた定期的な面談又は質問票の使用

（iii）（i）又は（ii）の措置を通じて児童対象性暴力等の疑いを把握した場合における適切な報告その他の適切な対応を確保するため、事業者が取るべき措置の具体的内容及び手順の策定並びに周知

（7）対象事業者が実施しなければならない相談に係る措置の内容

法第 5 条第 2 項及び第 20 条第 1 項第 3 号（法第 21 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようにするために必要な措置として内閣府令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

（i）相談員の選任又は相談窓口の設置及びこれらの周知

（ii）児童対象性暴力等に係る外部の相談窓口の周知

（8）学校設置者等が行わなければならない調査の方法等

法第 7 条第 1 項の調査は、次に定めるところにより行うものとする。

（i）児童等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して行うこと。

（ii）児童対象性暴力等を行った疑いがある者の人権及び特性にも配慮し、

公正かつ中立に行うこと。

(iii) 事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等との適切な連携の下で行うこと。

(9) 学校設置者等が講じなければならない保護及び支援のための措置の方法等

法第7条第2項の規定に基づき、児童等が児童対象性暴力等を受けたと認めるときに講じなければならない保護及び支援のための措置は、児童対象性暴力等を受けたと認める児童等（以下この(9)及び(17)③(v)において「被害児童等」という。）が日常を取り戻し、落ち着いて教育、保育等を受けることができるようにすることを目的として行わなければならないこととし、次に定めるところにより行うものとする。

(i) 被害児童等と当該児童対象性暴力等を行ったと認める者との接触回避等を行うこと。

(ii) 事案の内容その他の事情に応じた支援機関等の情報を被害児童等に提供すること。

(iii) 被害児童等及びその保護者からの相談に誠実に対応すること。

(10) 犯罪事実確認記録等の適正管理の措置の内容

① 法第11条及び第20条第1項第6号（法第21条第3項において準用する場合を含む。）に規定する犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置として内閣府令で定めるものは、管理責任者を設置し、及び犯罪事実確認記録等の管理に関する措置（以下「情報管理措置」という。）を定めた規程（以下「情報管理規程」という。）を定め、これを遵守すること並びに民間教育保育等事業者にあつては、その事業に従事する者が二人以上であることとする。

② 情報管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(i) 基本的事項 次のイからトまでに掲げる事項

イ 犯罪事実確認記録等を取り扱う者の範囲を必要最小限にとどめること。

ロ 犯罪事実確認書の内容の記録及び保存を極力避けること。

ハ やむを得ず犯罪事実確認書の内容を記録又は保存する場合には、漏えい等（(11)(i)及び(ii)に規定する漏えい、滅失、毀損又は第三者への提供をいう。）のリスクに応じた情報管理措置を講ずること。

ニ 情報機器の種類、ネットワークの利用状況等に応じた情報管理措置を講ずること。

ホ 犯罪事実確認記録等の取扱いの手順に応じて必要な対応を行うこと。

ヘ 組織の長が情報管理の重要性を理解し、組織的に点検及び改善を実施すること。

※ 法令審査中のため、詳細な規定ぶりは変更の可能性あり。

- ト 法に定める情報管理措置に関する規定を遵守すること。
- (ii) 次に掲げる措置として内閣総理大臣が定めるもの

- イ 組織的情報管理措置
- ロ 人的情報管理措置
- ハ 物理的情報管理措置
- ニ 技術的情報管理措置

- ③ 施設等運営者がある場合の学校設置者等及び施設等運営者又は共同認定（法第 21 条第 1 項に規定する共同認定をいう。以下同じ。）を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者にあつては、情報管理規程に、②に定める事項に加え、②に係る学校設置者等及び施設等運営者又は民間教育保育等事業者及び事業運営者の役割分担の内容を記載しなければならない。

- ④ 犯罪事実確認実施者等は、交付申請を行う前に、情報管理規程の作成について内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、これらの者が他の従事者（法第 33 条第 1 項に規定する従事者をいう。）に係る交付申請を行う前までに情報管理規程の作成について既に報告している場合は、この限りでない。

(11) 情報の漏えい等の報告の方法等

情報の漏えい等の報告が必要な事態

法第 13 条（法第 27 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する犯罪事実確認記録等の管理が適正に行われていないと認められる事態であつて個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる事態とする。

- (i) 犯罪事実確認記録等（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい、滅失又は毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (ii) 犯罪事実確認記録等が法第 12 条の規定に違反して第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事態
- (iii) 特定性犯罪事実関連情報（犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された者について、法第 6 条（法第 9 条第 1 項又は第 10 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。（iv）において同じ。）に規定する措置又は法第 20 条第 1 項第 4 号イに規定する防止措置を講ずるために、当該者から取得した特定性犯罪事実に関するより詳細な情報をいう。以下同じ。）（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。（iv）において同じ。）の漏えい、滅失、毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態（（i）に定めるものを除く。）
- (iv) 特定性犯罪事実関連情報が法第 12 条各号に掲げる場合を除き、法第 6 条の措置及び防止措置を実施する目的以外の目的のために第三者に提

※ 法令審査中のため、詳細な規定ぶりは変更の可能性あり。

供され、又は提供されたおそれがある事態（(ii) に定めるものを除く。）

(12) 情報の漏えい等の報告の方法等

① 法第 13 条の報告は、②に掲げる事項のうち報告を行う時点で把握しているものについて行わなければならない（速報）。

② ①の報告に加え、(11) に掲げる事態が生じたことを知った日から起算して 30 日以内（当該事態が不正の目的による漏えい等（(11) (i) から (iv)）までに規定する漏えい、滅失、毀損又は第三者への提供をいう。以下同じ。）である場合にあっては、60 日以内）に、次に掲げる事項を報告しなければならない（確報）。

(i) 事案の概要

(ii) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報の項目

(iii) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報に係る本人（犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報によって識別される特定の個人をいう。（vi）並びに④及び⑤において同じ。）の数

(iv) 事案が生じた原因

(v) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(vi) 本人への対応の実施状況

(vii) 公表の実施状況

(viii) 再発防止のための措置

(ix) (i) から (viii) までに定めるもののほか、参考となる事項

③ これらの報告は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と報告をしようとする犯罪事実確認実施者等又は認定事業者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないでその手続きを行うことができると認められる場合は、この限りでない（以下、電子情報処理組織を使用して行うと規定する手続について同じ。）。

④ 法第 35 条第 4 項第 2 号に係る犯罪事実確認記録等及び特定性犯罪事実関連情報に係る (11) に掲げる場合（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 26 条第 1 項又は第 68 条第 1 項に規定する場合を除く。）は、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は本人に対し、同条に定める事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

※ 法令審査中のため、詳細な規定ぶりは変更の可能性あり。

- ⑤ ④による本人に対する通知を行う場合には、(11)に掲げる事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、(12) ② (i) (ii) (iv) (v) (ix) の事項を通知しなければならない。

(13) 犯罪事実確認実施者等の帳簿の記載事項等

- ① 法第 15 条第 1 項の帳簿に記載する事項は、(14) ① (i) 及び (ii) に掲げる事項とする。

- ② 当該帳簿は、毎年度作成しなければならない。

- ③ 当該帳簿は、作成した翌日から起算して 5 年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。

(14) 犯罪事実確認実施者等の定期報告の方法等

- ① 法第 15 条第 2 項の規定により犯罪事実確認実施者等（同条第 1 項に規定する犯罪事実確認実施者等をいう。以下この(14)及び(15)において同じ。）が内閣総理大臣に報告する事項は、次に掲げる事項とする。

- (i) 報告を行う年の前年の 5 月 1 日から当該報告を行う年の 4 月 30 日（以下この①において「基準日」という。）までの間（以下この①において「報告対象期間」という。）に法第 4 条（第 9 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の規定により読み替えられて適用される場合を含む。）の規定により犯罪事実確認の対象となった従事者（法第 4 条第 3 項による犯罪事実確認を行っていない施行時現職者を含む。）の一覧

- (ii) (i) の者それぞれについての次に掲げる事項

イ 基準日における離職の状況

ロ 基準日において離職していない場合にあっては、基準日において教員等として従事しているか否かの別

ハ 基準日において離職しておらず、教員等として従事している場合にあっては、基準日において従事する学校等又は児童福祉事業の区分（法第 2 条第 3 項第 1 号イからカまで及び同項第 2 号イからハまでに掲げる学校等又は児童福祉事業の別をいう。以下同じ。）及びその従事する施設又は事業所の名称

ニ 基準日において離職していない施行時現職者（法第 4 条第 1 項に規定する施行時現職者をいう。以下同じ。）である場合であって、基準日において当該施行時現職者の犯罪事実確認が行われていない場合にあっては、その旨

ホ 教員等としてその本来の業務に従事し始めた年月日

ヘ 直近の犯罪事実確認が法第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 3 項又は第 4 項のいずれの規定に基づき行われたものであるかの別

ト 直近に行われた犯罪事実確認の期限

※ 法令審査中のため、詳細な規定ぶりは変更の可能性あり。

- チ 報告対象期間に交付された犯罪事実確認書の確認日（法第 34 条第 2 項に規定する確認日をいう。以下同じ。）及び受領日
 - リ 報告対象期間において、法第 4 条第 2 項の規定により犯罪事実確認を行う前に教員等としてその本来の業務に従事させたか否かの別
 - ヌ 報告対象期間において、法第 4 条第 2 項の規定により犯罪事実確認を行う前に教員等としてその本来の業務に従事させた場合にあっては、（４）（ｉ）から（ｘ）までのいずれに該当したかの別及び法第 4 条第 2 項に規定する必要な措置として講じた措置の内容
 - (iii) 基準日における施設又は事業所ごとの（ｉ）の者の数及び犯罪事実確認の実施済件数（基準日において教員等としてその本来の業務に従事している者に係るものに限る。）
 - (iv) 基準日における施設又は事業所ごとの（ｉ）の者のうち特定性犯罪事実該当者であって、教員等としてその本来の業務に従事している者の数及び当該業務に従事していない者の数
 - (v) 施設又は事業所ごとの報告対象期間において法第 4 条第 2 項の規定により犯罪事実確認を行う前に教員等としてその本来の業務に従事させた者の数
 - (vi) 学校等又は児童福祉事業の区分ごとの情報管理措置の実施状況
- ② 法第 15 条第 2 項の報告は、毎年、5 月 31 日までにしなければならない。
- ③ 犯罪事実確認実施者等は、法第 4 条第 2 項の規定により犯罪事実確認を行う前に教員等としてその本来の業務に従事させた者がいるときは、（４）（ｉ）から（ｘ）までのいずれかに該当することを証する書類等を保存しなければならない。
- ④ 法第 15 条第 2 項の報告は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と報告をしようとする犯罪事実確認実施者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うものとする。
- ⑤ 施設等運営者がある場合の学校等設置者及び施設等運営者が法第 15 条第 2 項の規定による報告を行うに当たっては、当該報告の内容は、当該学校設置者等及び施設等運営者の双方が確認し、及び合意したものでなければならない。
- (15) 犯罪事実確認実施者等が犯罪事実確認義務に違反した場合の公表事項法第 17 条の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (i) 犯罪事実確認実施者等の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
 - (ii) 犯罪事実確認実施者等の住所又は所在地
 - (iii) 違反のあった施設又は事業所の名称及び所在地

※ 法令審査中のため、詳細な規定ぶりは変更の可能性あり。

- (iv) 違反のあった学校等又は児童福祉事業の区分
- (v) 犯罪事実確認実施者等が法第 4 条又は法第 10 条第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 4 条のいずれの規定に違反しているかの別
- (vi) 違反の内容
- (vii) 違反に係る教員等の数

(16) 認定の申請の手続等

① 法第 19 条第 3 項の規定による認定の申請書の提出は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と同項の申請書を提出しようとする民間教育保育等事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うものとする。

② ①の場合であって、デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 35 号）第 31 条に規定する公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）を使用する方法により④（i）イ及び（iv）の書類に係る事項をこども家庭庁の使用に係る電子計算機において確認することができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

③ 認定の申請書の記載事項

法第 19 条第 3 項第 5 号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (i) 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が行う民間教育保育等事業（事業運営者が管理する事業所において行われるものを除く。）に従事する者のうち、教育保育等従事者（法第 2 条第 6 項に規定する教育保育等従事者をいう。以下同じ。）に該当すると思われるものの人数
- (ii) 法人共通認証基盤（法人その他の者の申請等が当該者に係るものであることを認証するための情報システムであって、デジタル庁が整備及び管理を一元的に行うものをいう。以下同じ。）の利用における当該民間教育保育等事業者の識別のために用いられる電子メールアドレス
- (iii) フランチャイズチェーンの方式により、当該民間教育保育等事業者と異なる事業者が（i）の民間教育保育等事業と同一の事業を行っている場合には、その旨

④ 認定の申請書の添付書類

法第 19 条第 4 項第 5 号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (i) 当該民間教育保育等事業者が次のイからハまでに該当する場合にあっては、それぞれ当該イからハまでに掲げる書類

イ 法人（国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）及び

※ 法令審査中のため、詳細な規定ぶりは変更の可能性あり。

地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。)) 定款及び登記事項証明書

ロ 人格のない社団又は財団 定款に準ずる書類及び登記事項証明書に準ずる書類

ハ 個人 住民票の写し

(ii) 民間教育保育等事業（当該民間教育保育等事業者が国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人である場合にあっては、民間教育事業（法第 2 条第 5 項第 3 号に規定する民間教育事業をいう。以下同じ。）に限る。）を行っていることを証する書類

(iii) 法第 20 条第 1 項第 5 号に規定する研修の実施に関する計画

(iv) 情報管理規程

(v) 法第 20 条第 2 項各号に該当しないことを誓約する書面

(vi) 当該民間教育保育等事業者（国及び地方公共団体を除く。）の役員の氏名、略歴等を示す書類

(17) 認定等の基準

① 法第 20 条第 1 項第 1 号（法第 21 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する犯罪事実確認を適切に実施するための体制として内閣府令で定めるものは、次に掲げる措置の適切な実施を確保するための責任者が選任されていることとする。

(i) 犯罪事実確認を計画的かつ適切に実施するための業務の管理

(ii) 教育保育等従事者に対する犯罪事実確認の必要性、対象、手続等の事項に係る事前の通知

(iii) 交付を受けた犯罪事実確認書の確認

(iv) 法第 26 条第 2 項の規定により犯罪事実確認を行う前に教育保育等従事者としてその業務に従事する場合の次の措置

イ 法第 26 条第 2 項に定める必要な措置等について当該教育保育等従事者に対して書面で説明すること。

ロ (23) (i) から (ix) までは定めるやむを得ない事情に該当することを証する書類等を保存すること。

② 法第 20 条第 1 項第 4 号（法第 21 条第 3 項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

(i) 法第 20 条第 1 項第 4 号イに規定する防止措置が次に掲げる要件に適合すること。

イ 法第 20 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に定める措置その他の方法により把握した情報について適切な事実確認等を行うものであること。

ロ イの事実確認の結果、犯罪事実確認の結果等に応じ、児童対象性暴力等を防止するために適切なものであること。

(ii) 法第 20 条第 1 項第 4 号ロ及びハに規定する措置について、(8) 及び(9) に掲げる事項を満たすものであること。

※ 法令審査中のため、詳細な規定ぶりは変更の可能性あり。

- (iii) 共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者にあつては、法第 20 条第 1 項第 4 号イからハまでに規定する措置に係る役割分担を定めていること。
- ③ 法第 20 条第 1 項第 5 号の児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を含み、かつ、座学と演習を組み合わせて行う研修とする。
 - (i) 従事者による児童対象性暴力等の防止に関する基礎的事項（児童対象性暴力等が生じる要因及びこどもの権利に関する事項を含む。）
 - (ii) 児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の範囲
 - (iii) 児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の疑いの早期発見
 - (iv) 相談、報告等を踏まえた対応
 - (v) 被害児童等の保護・支援
 - (vi) 犯罪事実確認において従事者に求められる対応
 - (vii) 防止措置に係る基礎的事項
 - (viii) 厳格な情報管理の必要性
- (18) 共同認定の申請書の提出方法等
 - ① 法第 21 条第 3 項において準用する法第 19 条第 3 項の規定による申請書の提出は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と同項の申請書を提出しようとする民間教育保育等事業者又は事業運営者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うものとする。
 - ② (16) ②において定める認定の申請書提出におけるベース・レジストリから情報を取得できる場合の添付書類の省略について準用することとする。
 - ③ 当該申請書の内容は、民間教育保育等事業者及び事業運営者の双方が確認し、及び合意したものでなければならない。
 - ④ 共同認定の申請書の記載事項
 - 法第 21 条第 3 項において準用する法第 19 条第 3 項第 5 号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (i) 認定を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者のそれぞれにおいて、当該民間教育保育等事業者及び事業運営者が行う民間教育保育等事業（事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。）に従事する者のうち、その行う業務が教育保育等従事者の業務に該当すると思われるものの人数
 - (ii) 法人共通認証基盤の利用における当該民間保育等事業者及び事業運営

※ 法令審査中のため、詳細な規定ぶりは変更の可能性あり。

者の識別のために用いられる電子メールアドレス

- (iii) フランチャイズチェーンの方式により、当該民間教育保育等事業者及び事業運営者と異なる事業者が（i）の民間教育保育等事業と同一の事業を行っている場合には、その旨

⑤ 共同認定の申請書の添付書類

法第 21 条第 3 項において準用する法第 19 条第 4 項第 5 号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (i) 当該民間教育保育等事業者及び当該事業運営者のそれぞれについて、次のイからハまでに該当する場合にあっては、それぞれ当該イからハまでに掲げる書類
 - イ 法人（国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人を除く。） 定款及び登記事項証明書
 - ロ 人格のない社団又は財団 定款に準ずる書類及び登記事項証明書に準ずる書類
 - ハ 個人 住民票の写し
- (ii) 民間教育保育等事業（当該民間教育保育等事業者又は当該事業運営者が国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人である場合にあっては、民間教育事業に限る。）を行っていることを証する書類
- (iii) 法第 21 条第 3 項において準用する法第 20 条第 1 項第 5 号に規定する研修の実施に関する計画
- (iv) 当該民間教育保育等事業者及び当該事業運営者の情報管理規程
- (v) 当該民間教育保育等事業者及び当該事業運営者それぞれの法第 21 条第 3 項において準用する法第 20 条第 2 項各号に該当しないことを誓約する書面
- (vi) 民間教育保育等事業者（国及び地方公共団体を除く。）及び事業運営者（国及び地方公共団体を除く。）の役員の氏名、略歴等を示す書類

(19) 認定事業者等に係る公表事項

法第 22 条第 5 号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (i) 認定等の年月日
- (ii) フランチャイズチェーンの方式により、当該認定事業者等と異なる事業者が当該認定等事業（法第 22 条第 2 号に規定する認定等事業をいう。以下同じ。）と同一の事業を行っている場合には、その旨

(20) 認定等の表示を付することができるもの

法第 23 条第 1 項の認定等事業に関する広告その他の内閣府令で定めるものは、次のとおりとする。

- (i) 認定等事業の用に供する物品
- (ii) 認定等事業の広告
- (iii) 認定等事業の取引等に関する書類又は通信

※ 法令審査中のため、詳細な規定ぶりは変更の可能性あり。

- (iv) 認定等事業を行う事業所
 - (v) 認定等事業に関し、インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報
 - (vi) 認定等事業に関する労働者等の募集の用に供する広告又は文書
- (21) 認定事業者等に係る公表事項の変更の届出
- ① 法第 24 条第 1 項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。
 - (i) 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (ii) 認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分（法第 2 条第 5 項各号に掲げる事業の別をいう。以下同じ。）
 - (iii) 変更事項及び変更の理由
 - (iv) 変更年月日
 - ② 認定事業者等は、①の届出を行うにあたっては、その変更を証する法第 19 条第 4 項（法第 21 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により提出した書類のうちいずれかを①の届出書に添付して提出するものとする。
 - ③ ①及び②の届出書及び書類の提出は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と同項の届出をしようとする認定事業者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うものとする。
 - ④ 共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者が法第 24 条第 1 項の届出を行うに当たっては、当該届出の内容は、その双方が確認し、及び合意したものでなければならない。
- (22) 児童対象性暴力等対処規程及び情報管理規程の変更の届出の手続等
- ① 法第 24 条第 3 項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うこととする。
 - (i) 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (ii) 認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分
 - (iii) 変更の内容（新旧の対照を明示すること。）及び変更の理由
 - (iv) 変更後の児童対象性暴力等対処規程（法第 20 条第 1 項第 4 号に規定する児童対象性暴力等対処規程をいう。以下同じ。）又は情報管理規程の実施予定日
 - (v) 共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者にあつては、児童対象性暴力等対処規程又は情報管理規程に定める事項に関する民間教育保育等事業者と事業運営者の役割

- ② (21) ③及び④は、法第 24 条第 3 項の届出について準用する。
- ③ 法第 24 条第 3 項の児童対象性暴力等対処規程又は情報管理措置規程の変更の届出を要しない軽微な変更として内閣府令で定めるものは、次に掲げる変更とする。
- (i) 法第 20 条第 1 項第 4 号の規定により児童対象性暴力等対処規程に定めることとされている内容及び情報管理措置の内容の実質的な変更を伴わないもの
 - (ii) 法第 20 条第 1 項第 4 号の規定により児童対象性暴力等対処規程に定めることとされている事項に係るもの以外の変更
 - (iii) 情報管理措置の水準を維持する変更であって、具体的な手法の変更にとどまるもの
 - (iv) 情報管理措置の水準を向上させる変更
- (23) 認定事業者等の犯罪事実確認の期限の特例に係るやむを得ない事情
法第 26 条第 2 項のやむを得ない事情として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事情とする。
- (i) 予見することができない欠員により、短期間に教育保育等従事者を採用し、その業務に従事させる必要があること。
 - (ii) (i) に掲げる事情のほか、認定事業者等の責めに帰することができない事由により、短期間に教育保育等従事者を採用し、その業務に従事させる必要があること。
 - (iii) 認定事業者等の責めに帰することができない事由により、異なる事業者間における人事異動に係る内示等の発出が当該人事異動により教育保育等従事者としてその業務に従事することとなる者が当該業務に従事し始める直前となること。
 - (iv) 認定事業者等の責めに帰することができない事由により、同一事業者内における人事異動に係る内示等の発出が当該人事異動により教育保育等従事者としてその業務に従事することとなる者が当該業務に従事し始める直前となること。
 - (v) 労働者派遣契約、請負契約その他の契約に基づき認定事業者等が教育保育等従事者として従事させようとする者について、認定事業者等の責めに帰することができない事由により当該契約の締結等が遅れ、当該契約の締結等が教育保育等従事者としてその業務に従事することとなる者が当該業務に従事し始める直前となること。
 - (vi) 社会福祉法第 54 条の 5 に規定する新設合併その他の事由により、現に行われている認定等事業を承継する者が、当該認定等事業を継続して行うこととなること。
 - (vii) 吸収合併、吸収分割又は事業譲渡等その他の事由により、現に行われている認定等事業を現在の認定事業者等と異なる者が承継し、継続して行う場合であって、当該認定事業者等の責めに帰することができない事

由により、短期間で教育保育等従事者をその業務に従事させる必要があること。

(viii) 認定事業者等が、教育保育等事業者としてその業務に従事させようとする者について当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行うことができるよう十分な時間的余裕をもって交付申請を行ったにもかかわらず、当該者に当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認書の交付が受けられないこと。

(ix) (i) から (viii) までに掲げるもののほか、災害その他内閣総理大臣がやむを得ないと認める事情があること。

(24) 認定事業者等に係る犯罪事実確認の期限の特例により、当該期限に従事させた日から6月以内となる場合

令の規定に基づき内閣府令に委任することとしている認定事業者等に係る犯罪事実確認の期限の特例により、当該期限に従事させた日から6月以内となる場合は、次に掲げる場合とする。

(i) (23) (i) から (v) までのいずれかに掲げる事情があることにより、従事させた日から3月が期限となっており、当該期限に犯罪事実確認が完了するよう十分な時間的余裕をもって交付申請を行ったにもかかわらず、当該期間内に犯罪事実確認書の交付が受けられなかった場合

(ii) (23) (vi) から (ix) までに掲げる事情がある場合

(25) 犯罪事実確認の完了に係る届出の手續等

① 法第26条第4項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うこととする。

(i) 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(ii) 認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分

(iii) 全ての認定時現職者（法第26条第1項に規定する認定時現職者をいう。以下同じ。）の犯罪事実確認が完了した年月日

② (21) ③及び④は、法第26条第4項の届出について準用する。

(26) 認定事業者等の帳簿の記載事項

① 法第28条第1項の帳簿に記載する事項は、(27) ① (i) 及び (ii) に掲げる事項とする。

② (13) ②及び③は、法第28条第1項の帳簿について準用する。

(27) 認定事業者等の定期報告の方法等

① 法第28条第2項の規定により認定事業者等が内閣総理大臣に報告する事項は、次に掲げる事項とする。

(i) 報告を行う年の前年の基準日（②に規定する期限日の属する月の前月

の初日をいう。以下この①において同じ。)の翌日から報告を行う年の基準日までの間(以下この①において「報告対象期間」という。)に法第26条の規定により犯罪事実確認の対象となった従事者(法第26条第3項の規定による犯罪事実確認を行っていない施行時現職者を含む。)の一覧

(ii) (i) の者それぞれについての次に掲げる事項

- イ 報告を行う年の基準日における離職の状況
- ロ 報告を行う年の基準日において離職していない場合にあっては、当該基準日において教育保育等従事者として従事しているかの別
- ハ 報告を行う年の基準日において離職しておらず、教育保育等従事者として従事している場合にあっては、当該基準日において従事する民間教育保育等事業の区分及び施設又は事業所の名称
- ニ 報告を行う年の基準日において離職していない認定時現職者である場合であって、当該基準日において当該者の犯罪事実確認が行われていない場合にあっては、その旨
- ホ 教育保育等従事者としてその業務に従事し始めた年月日
- ヘ 直近の犯罪事実確認が法第26条第1項若しくは第2項、第3項又は第6項のいずれの規定に基づき行われたものであるかの別
- ト 直近に行われた犯罪事実確認の期限
- チ 報告対象期間に交付された犯罪事実確認書の確認日及び受領日
- リ 報告対象期間において、法第26条第2項の規定により犯罪事実確認を行う前にその業務に従事させたか否かの別
- ヌ 報告対象期間において、法第26条第2項の規定により犯罪事実確認を行う前に教育保育等従事者としてその業務に従事させた場合にあっては、(23)(i)から(ix)までのいずれに該当したかの別及び同項に規定する必要な措置として講じた措置の内容

(iii) 報告を行う年の基準日における民間教育保育等事業の区分ごとの(i)の者の数及び犯罪事実確認の実施済件数

(iv) 報告を行う年の基準日における民間教育保育等事業の区分ごとの(i)の者のうち特定性犯罪事実該当者であって、教育保育等従事者としてその業務に従事している者の数及び当該業務に従事していない者の数

(v) 民間教育保育等事業の区分ごとの報告対象期間において法第26条第2項の規定により犯罪事実確認を行う前に教育保育等従事者としてその業務に従事させた者の数

(vi) 民間教育保育等事業の区分ごと及び施設又は事業所ごとの、法第20条第1項第2号、第3号及び第5号に規定する措置並びに児童対象性暴力等対処規程に定める法第20条第1項第4号イからハまで(これらの規定を第21条第3項において準用する場合を含む。)に掲げる措置の実施状況

(vii) 民間教育保育等事業の区分ごとの、情報管理措置の実施状況

② 法第28条第2項の報告は、毎年、期限日(認定等を受けた日から1年

※ 法令審査中のため、詳細な規定ぶりは変更の可能性あり。

が経過する日の前日及びその後毎年同日に相当する日（相当する日がない場合にあっては、その前日）をいう。）までにしなければならない。

③ （21）③及び④は、法第 28 条第 2 項の報告について準用する。

④ 認定事業者等は、法第 26 条第 2 項の規定により犯罪事実確認を行う前に教育保育等従事者としてその業務に従事させた者がいるときは、(23) (i) から (ix) までのいずれかに該当することを証する書類等を保存しなければならない。

(28) 廃止の届出の手續等

① 法第 31 条第 1 項の届出は、次に掲げる場合に行うものとする。

(i) 認定等に係る民間教育保育等事業を廃止することとした場合

(ii) 認定事業者等が認定等について辞退する場合

(iii) 認定事業者等が行う、認定等に係る民間教育事業が法第 2 条第 5 項第 3 号の要件を満たさなくなる場合

② 法第 31 条第 1 項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うこととする。

(i) 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(ii) 廃止しようとする認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分

(iii) 廃止の理由

(iv) 廃止しようとする年月日

③ （21）③及び④は、法第 31 条第 1 項の届出について準用する。

(29) 交付申請の方法

交付申請は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と法第 33 条の規定に基づき申請をしようとする対象事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うものとする。

(30) 交付申請の申請書記載事項

法第 33 条第 3 項第 7 号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(i) 申請従事者（法第 33 条第 2 項に規定する申請従事者をいう。以下同じ。）が次のいずれに該当するかの別

イ 法第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 26 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による犯罪事実確認に係る者

ロ 施行時現職者

ハ 認定時現職者

- ニ 法第 4 条第 4 項又は法第 26 条第 6 項の規定による犯罪事実確認に係る者
- (ii) 当該申請従事者が法第 4 条第 2 項又は第 26 条第 2 項の規定による犯罪事実確認に係る者である場合にあっては、その旨、(4)(i) から (x) まで又は (23)(i) から (ix) までのいずれに該当するかの別及び法第 4 条第 2 項又は第 26 条第 2 項に規定する必要な措置として講じた措置の内容
 - (iii) 当該申請従事者（児童福祉事業又は認定等事業に係る者に限る。）が従事する施設又は事業所の名称及び所在地
 - (iv) 当該申請従事者が県費負担教職員等である場合にあっては、その旨
 - (v) 法人共通認証基盤の利用における対象事業者の識別のために用いられる当該対象事業者電子メールアドレス
- (31) 交付申請時の申請従事者による書類の提出の方法等
- ① 法第 33 条第 5 項の書面及び書類の提出は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と書面及び書類の提出をしようとする申請従事者（同条第 7 項の規定により同条第 5 項の規定による書類の提出を対象事業者を経由して行うとき及び③により法第 33 条第 5 項の規定による書面及び書類の提出を対象事業者を経由して行うときは当該対象事業者。以下 (31) 及び (33) において同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下①及び②までにおいて同じ。）を使用して行うものとする。
 - ② ①の申請従事者情報の提出に当たっては、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、当該電子情報処理組織を使用するものとする。ただし、利用者証明用電子証明書の発行の申請を行っていない等の理由により利用者証明用電子証明書を使用することが困難であると認められる場合は、この限りではない。
 - ③ 申請従事者が法第 33 条第 5 項の規定による申請対象者情報を記載した書面及び書類の提出を対象事業者を経由して行うことを希望するときは、当該対象事業者は、正当な理由なくこれを拒んではならない。
 - ④ 法第 33 条第 5 項第 1 号イの日本国籍を有する従事者に係る本人特定情報に関する事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。
 - (i) 氏名（変更があった者については、変更前の全ての氏名及び変更の年月日を含む。）
 - (ii) 出生の年月日
 - (iii) 本籍（変更があった者については、変更前の全ての本籍及び変更の年月日を含む。）

※ 法令審査中のため、詳細な規定ぶりは変更の可能性あり。

- (iv) 戸籍に入った原因及び年月日
 - (v) 実父母の氏名及び実父母との続柄
- ⑤ 法第 33 条第 5 項第 2 号の日本の国籍を有しない申請従事者に係る本人特定情報を把握するために必要な書類として内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。
- (i) 在留カード、住民票又は旅券の写し
 - (ii) 氏名、国籍、性別又は生年月日の変更があった者については、その国籍の属する国における当該変更を証する戸籍に相当する書類（過去に変更が無い者はその旨を証明する書類又は誓約書）
 - (iii) 出入国に係る履歴、氏名を片仮名で表記したもの及び 2 以上の国籍を有するか否かを記載した書類
 - (iv) 直近の交付申請から (iii) の情報に変更がない場合はその旨を証明する書類又は誓約書（(iii) を既に提出したことがある者に限る。）
- ⑥ 申請従事者は、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 120 条の 3 第 2 項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号を内閣総理大臣に提供することにより、法第 33 条第 5 項の規定による同項第 1 号に掲げる書類の提出を行うこととする。ただし、戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号を取得することができない場合には、この限りでない。
- ⑦ 法第 33 条第 6 項の本人特定情報の変更の有無及び内容を把握するために必要なものとして内閣府令で定めるもの（提出を省略することができない書類）は、次のとおりとする。
- (i) 申請従事者が日本の国籍を有する場合 最新の内容が記載され、又は記録された法第 33 条第 5 項第 1 号イに掲げる書類
 - (ii) 申請従事者が日本の国籍を有しない場合 次のイ及びロに掲げる書類
 - イ 直近の交付申請から 3 月以上経過している場合には、最新の内容が記載された⑥（i）に掲げる書類
 - ロ ⑥（ii）及び（iii）に掲げる書類に記載され、又は記録された情報に変更があった場合には、変更後の当該情報が記載され、又は記録された当該書類（変更が無い場合はその旨を証明する書類又は誓約書）
- (32) 犯罪事実確認書の様式
法第 35 条第 6 項の犯罪事実確認書の様式は、別紙 1 及び別紙 2 による。
- (33) 訂正請求に係る通知の到達時期
法第 35 条第 5 項の規定による通知は、(31) ①の電子情報処理組織において閲覧することができる状態で記録された時に当該申請従事者に到達したものとみなすものとする。

※ 法令審査中のため、詳細な規定ぶりは変更の可能性あり。

(34) 犯罪事実確認書管理簿の様式

- ① 法第 36 条第 2 項の犯罪事実確認書管理簿の様式は、別紙 3 による。
- ② 法第 36 条第 1 項の犯罪事実確認書管理簿の作成は、①の様式に必要な事項を電子情報処理組織に記録する方法により行うものとする。

(35) 内閣府令に規定する内閣総理大臣の権限の委任

この内閣府令に規定する内閣総理大臣の権限はこども家庭庁長官に委任することとする。

(36) 経過措置

- ① 令和 10 年 5 月 31 日までの間は、(14) ① (i) 中「報告を行う年の前年の五月一日から」とあるのは「法の施行の日から」と、(14) ②中「毎年、」とあるのは「令和 10 年」と読み替えるものとし、(14) ① (i) 中施行時現職者に係る括弧書の規定は適用しない。
- ② (16) ③ (ii)、(18) ④ (ii) 及び (30) (v) の法人共通認証基盤の利用における当該民間保育等事業者の識別のために用いられる電子メールアドレスを取得することが困難である場合には、当分の間、(16) ③ (ii)、(18) ④ (ii) 及び (30) (v) に定める事項の記載を要しないものとする
- ③ 施行時現職者の犯罪事実確認については、その数が膨大となることから、犯罪事実確認を行うためのこども性暴力防止法関連システムへの負荷及び行政運営上の負荷を鑑み、教育委員会は令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの期間の各月に均等に分割して行うものとする。(※『学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令 (案) (仮称) について』 2. (4) のとおり施行時現職者の犯罪事実確認の確認期限は 3 年とし、令和 11 年 12 月 24 日までとなる。)
また、学校設置者等（教育委員会を除く。）は、学校等及び児童福祉事業の施設又は事業所の所在する都道府県における当該学校設置者等の申請従事者の数を勘案した都道府県別の順序に従って、犯罪事実確認を行うものとする。

(37) その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- ・ 法第 2 条第 4 項第 1 号ハ、第 2 号及び第 3 号ハ並びに第 5 項第 2 号及び第 9 号、第 4 条第 2 項、第 5 条第 1 項及び第 2 項、第 7 条第 1 項及び第 2 項、第 11 条、第 13 条、第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 17 条、第 19 条第 3

※ 法令審査中のため、詳細な規定ぶりは変更の可能性あり。

項（法第 21 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 20 条第 1 項（法第 21 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 22 条第 5 号、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項及び第 3 項、第 26 条第 2 項及び第 4 項、第 28 条第 1 項及び第 2 項、第 31 条第 1 項、第 33 条第 3 項柱書、第 33 条第 3 項第 7 号、第 33 条第 5 項柱書、第 33 条第 5 項第 2 号、同条第 6 項、第 35 条第 6 項並びに第 36 条第 2 項

- ・ 令第 3 条及び第 5 条

※ これらの規定は、『学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（案）（仮称）について』 2. (3) のとおり規定予定。

4. 施行期日等

公 布 日：令和 7 年 12 月下旬（予定）

施行期日：法の施行の日（令和 8 年 12 月 25 日（予定））

※ 法の施行の日は、法附則第 1 条の規定に基づき、別途政令により定める。

（※補足）中間とりまとめ p. 27 (1) イの児童対象業務従事者を規定する改正は別途対応予定。

(表 面)

様式第●号（第●条関係）

文 書 番 号
年 月 日

犯罪事実確認書

殿

こども家庭庁長官
(公印省略)

令和 年 月 日付けで交付申請のあった犯罪事実確認書について、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第35条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付します。

記

1. 申請番号

2. 確認日

3. 特定性犯罪事実該当者の該当性

上記申請番号に係る申請従事者は、特定性犯罪事実該当者であると認められない。

以上

※ 裏面の注意をよく読んでください。

(裏 面)

注 意

1. 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、犯罪事実確認書及び犯罪事実確認書に記載された情報に係る記録（以下「犯罪事実確認記録等」という。）を適正に管理しなければなりません（法第 14 条、第 27 条第 1 項）。このため、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、犯罪事実確認記録等の管理責任者の設置、情報管理規程の策定及び当該規程を適切に遵守することが必要です（法第 11 条、第 20 条第 1 項第 6 号）。
2. 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、次に掲げる場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは防止措置（法第 6 条の措置及び法第 20 条第 1 項第 4 号イの防止措置をいう。以下同じ。）を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはなりません（法第 12 条、第 27 条第 2 項）。
 - (1) 都道府県教育委員会と市町村教育委員会との間（県費負担教職員の場合）、学校設置者等と施設等運営者との間又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者と事業運営者との間で、防止措置の実施に必要な限度において提供する場合
 - (2) 訴訟手続その他の裁判所における手続又は刑事事件の捜査のために提供する場合
 - (3) 情報公開・個人情報保護審査会の求めに応じて提示する場合
 - (4) 法や児童福祉法等の規定に基づき、報告徴収・立入検査等に応じる場合
3. 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、次に掲げる事態が生じたときは、直ちにその旨をこども家庭庁に報告しなければなりません（法第 13 条、第 27 条第 2 項）。
 - (1) 犯罪事実確認記録等（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (2) 犯罪事実確認記録等が法第 12 条に違反して第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事態
 - (3) 特定性犯罪事実関連情報（犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された者について、防止措置を実施するに当たって当該者から取得した特定性犯罪事実に関わるより詳しい情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。））の漏えい、滅失、毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態（第 1 項に定めるものを除く。）
 - (4) 特定性犯罪事実関連情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）が法第 12 条各号に掲げる場合を除き、防止措置を実施する目的以外の目的のために第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事態（第 2 項に定めるものを除く。）
4. 犯罪事実確認書受領者等は、次に掲げる日から起算して 30 日を経過する日までに、犯罪事実確認書の犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しなければなりません（法第 38 条）。これに違反して犯罪事実確認書の廃棄又は犯罪事実確認記録の消去をしなかったときは、当該違反行為をした者は、50 万円以下の罰金に処されます（法第 46 条第 3 号）。
 - (1) 犯罪事実確認書に記載された確認日から起算して 5 年を経過した日の属する年度の末日
 - (2) 犯罪事実確認に係る申請従事者が離職したときは、離職の日
 - (3) 犯罪事実確認書受領者等が当該申請従事者を任命せず又は雇用しなかったときは、従事予定日として当該申請従事者の犯罪事実確認書の申請書に記載した日（当該犯罪事実確認書の交付の日が当該従事予定日より遅いときは、当該交付の日）
 - (4) 学校設置者等、施設等運営者又は認定事業者等のいずれにも該当しなくなったときは、その日
5. 犯罪事実確認書受領者等（法人の場合はその役員）、職員、従業者又はこれらであった者は、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません（法第 39 条）。これに違反したときは、1 年以下の拘禁刑若しくは 50 万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます（法第 45 条第 2 項）。また、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、2 年以下の拘禁刑若しくは 100 万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます（法第 43 条）。
6. 犯罪事実確認実施者等（国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人及びこれに対応する施設等運営者は除く。）及び認定事業者等は法令の定めに従って帳簿を備えなければなりません（法第 15 条第 1 項、法第 28 条第 1 項）。これに違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったときは 50 万円以下の罰金に処されます（法第 46 条第 1 号）。

(表 面)

様式第●号（第●条関係）

文 書 番 号
年 月 日

犯罪事実確認書

殿

こども家庭庁長官
(公印省略)

令和 年 月 日付けで交付申請のあった犯罪事実確認書について、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第35条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付します。

記

1. 申請番号

2. 確認日

3. 特定性犯罪事実該当者の該当性

（1）上記申請番号に係る申請従事者は、特定性犯罪事実該当者であると認められる。

（2）特定性犯罪事実該当者の区分

（3）特定性犯罪の裁判が確定した日

以上

※ 裏面の注意をよく読んでください。

(裏 面)

注 意

1. 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、犯罪事実確認書及び犯罪事実確認書に記載された情報に係る記録（以下「犯罪事実確認記録等」という。）を適正に管理しなければなりません（法第 14 条、第 27 条第 1 項）。このため、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、犯罪事実確認記録等の管理責任者の設置、情報管理規程の策定及び当該規程を適切に遵守することが必要です（法第 11 条、第 20 条第 1 項第 6 号）。
2. 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、次に掲げる場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは防止措置（法第 6 条の措置及び法第 20 条第 1 項第 4 号イの防止措置をいう。以下同じ。）を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはなりません（法第 12 条、第 27 条第 2 項）。
 - (1) 都道府県教育委員会と市町村教育委員会との間（県費負担教職員の場合）、学校設置者等と施設等運営者との間又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者と事業運営者との間で、防止措置の実施に必要な限度において提供する場合
 - (2) 訴訟手続その他の裁判所における手続又は刑事事件の捜査のために提供する場合
 - (3) 情報公開・個人情報保護審査会の求めに応じて提示する場合
 - (4) 法や児童福祉法等の規定に基づき、報告徴収・立入検査等に応じる場合
3. 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、次に掲げる事態が生じたときは、直ちにその旨をこども家庭庁に報告しなければなりません（法第 13 条、第 27 条第 2 項）。
 - (1) 犯罪事実確認記録等（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (2) 犯罪事実確認記録等が法第 12 条に違反して第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事態
 - (3) 特定性犯罪事実関連情報（犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当事者であることが確認された者について、防止措置を実施するに当たって当該者から取得した特定性犯罪事実に関わるより詳しい情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。））の漏えい、滅失、毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態（第 1 項に定めるものを除く。）
 - (4) 特定性犯罪事実関連情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）が法第 12 条各号に掲げる場合を除き、防止措置を実施する目的以外の目的のために第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事態（第 2 項に定めるものを除く。）
4. 犯罪事実確認書受領者等は、次に掲げる日から起算して 30 日を経過する日までに、犯罪事実確認書の犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しなければなりません（法第 38 条）。これに違反して犯罪事実確認書の廃棄又は犯罪事実確認記録の消去をしなかったときは、当該違反行為をした者は、50 万円以下の罰金に処されます（法第 46 条第 3 号）。
 - (1) 犯罪事実確認書に記載された確認日から起算して 5 年を経過した日の属する年度の末日
 - (2) 犯罪事実確認に係る申請従事者が離職したときは、離職の日
 - (3) 犯罪事実確認書受領者等が当該申請従事者を任命せず又は雇用しなかったときは、従事予定日として当該申請従事者の犯罪事実確認書の申請書に記載した日（当該犯罪事実確認書の交付の日が当該従事予定日より遅いときは、当該交付の日）
 - (4) 学校設置者等、施設等運営者又は認定事業者等のいずれにも該当しなくなったときは、その日
5. 犯罪事実確認書受領者等（法人の場合はその役員）、職員、従業者又はこれらであった者は、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません（法第 39 条）。これに違反したときは、1 年以下の拘禁刑若しくは 50 万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます（法第 45 条第 2 項）。また、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、2 年以下の拘禁刑若しくは 100 万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます（法第 43 条）。
6. 犯罪事実確認実施者等（国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人及びこれに対応する施設等運営者は除く。）及び認定事業者等は法令の定めに従って帳簿を備えなければなりません（法第 15 条第 1 項、法第 28 条第 1 項）。これに違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったときは 50 万円以下の罰金に処されます（法第 46 条第 1 号）。

様式第●号（第●条関係）

犯罪事実確認書管理簿

申請番号									
申請従事者情報									
氏名 （変更前の 全ての氏名 及び変更年 月日を含む）	振り仮名		本籍又は 国籍等 （変更前の 全ての本籍 又は国籍等 及び変更年 月日を含む）			出生年月日		性別	
	氏名					住所又は 居所			
	振り仮名（変更前）								
	氏名（変更前）			（変更前）		法第4条 第2項又は 法第26条第 2項の該当 有無			
	変更年月日								
	振り仮名（変更前）			変更年月日		第6条各号 又は第25条 各号のいずれ に該当する か			
	氏名（変更前）			（変更前）		法第4条第 2項又は法 第26条第2 項の必要な 措置の内容			
変更年月日		変更年月日				従事予定日			
勤務する 学校等の 名称			従事する施設 又は事業 所の名称			申請の区分			
勤務する 学校等の 所在地			従事する施設 又は事業 所の所在地			県費負担教 職員の申請			
従事する 事業の概要			業務内容						

※申請区分には第32条第1号イからニのいずれかに該当するかの別を記載する。

(裏 面)

事業者情報									
氏 名 又 は 名 称		(法 人 の 場 合) 代 表 者 氏 名		住 所 又 は 所 在 地		G ビ ズ I D		(共 同 申 請 の 場 合) 犯 罪 事 実 確 認 書 の 交 付 を 受 け る 者	
法務大臣通知事項									
確認日						本人特定情報の合致有 無			罪名
法令の適用						裁判確定日			拘禁刑の全部の 執行猶予の言い 渡しを受け、取 り消された旨
裁判の主文内容								刑の執行を終わ り又は執行を受 けることがなく なった日	
訂正請求情報									
法務大臣訂正通知事項									
訂正の有無						訂正内容			
訂正しない理由									
犯罪事実確認書事項									
犯罪事実確認書の交付日							申請番号		確認日
									特定性犯罪事実該当者 の該当性
特定性犯罪事実該当者の区分								裁判確 定日	

※法務大臣通知事項、訂正請求情報、犯罪事実確認書事項については、当該事項が記載された書類を別紙として添付することで代えることができる。